

## 物価高に直面する町民の皆さんの暮らしを支援！ 苅田町の物価高騰対策

苅田町では、物価高騰などにより大きな影響を受けている地域経済や子育て世代を支援するため、次のような対策に取り組んでいきます。

### 対策 1 苅田町プレミアム商品券



地域経済の活性化のため、1万円で1万3,000円分（プレミアム率30%）使えるプレミアム商品券を販売します。

今年はこちらまでの紙商品券に加え、新たにスマホ専用アプリを使ったキャッシュレス商品券「かんだPay」を導入します。詳しくは広報かんだ7月25日号でお知らせしますのでご確認ください。

■販売総額／合計2億円

・紙商品券：1億2千万円

・キャッシュレス商品券：8千万円

■申込期間（予定）／

・紙商品券：7月25日～8月8日

・キャッシュレス商品券：8月14日～20日

※申込多数の場合は抽選です。

■使用可能期間（予定）／

9月1日～令和6年1月31日

■購入限度額／1人5万円分まで

●問／交通商工課 ☎ 093・434・1114

■キャッシュレス商品券説明会／

キャッシュレス商品券の申し込みや使用方法などに関する説明会を、8月頃開催予定です。キャッシュレス商品券の使い方にご不安のある方はぜひお越しください。

※詳しくは広報かんだ7月25日号でお知らせします。

### とても便利！かんだPay

かんだPayは、店頭でQRコードをスマホで読み取ることによって決済ができるアプリです。これまでのように紙商品券を持ち運ぶ必要がないほか、1円単位から利用できるなど、とても便利な商品券です。

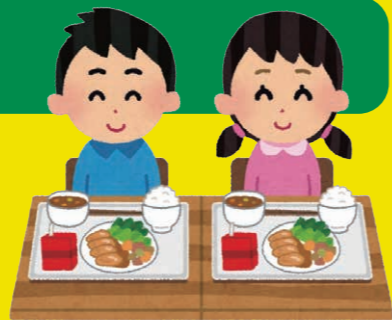
※申込は1万円単位です。  
※アプリのインストールが必要となります。



### 対策 2 学校給食費の無償化

物価高騰などが長期化する中で、影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、7月から令和6年3月までの期間、町内の小中学校で給食費を無償化します。

●問／学校教育課 ☎ 093・434・1998



## 価格高騰重点支援給付金

1世帯あたり3万円

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に、価格高騰重点支援給付金を支給します。

■支給額／1世帯あたり3万円

■支給時期／町が確認書（または申請書）を受け付けた日からおよそ4週間後。

■対象／令和5年5月1日時点で苅田町に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯。

※昨年度実施した住民税非課税世帯等に対する給付金を受給した世帯も、価格高騰重点支援給付金の要件を満たす場合は支給対象です。

■申請方法／9月30日④までに、下記のいずれかで請求してください（当日消印有効）。

【確認書による請求】7月上旬以降、給付対象世帯に「確認書」を郵送します。内容をよくご確認ください、必要事項をご記入のうえ返送してください。

【申請書による請求】令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯または未申告の方がいる世帯に、町から「制度案内」を送付します。支給要件に該当する可能性のある方は申請手続きが必要になりますので、下記へご連絡ください。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族（地方税法の規定による青色事業専従者・事業専従者を含む）等のみで構成されている世帯を除きます。

扶養している親族の状況	非課税相当給与収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者または扶養親族（1名）を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	187.9万円	123.4万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	277.9万円	186.4万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

※限度額は市町村ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。

●申請先・問い合わせ／総務課 庶務行政担当 ☎ 093・434・1112

## 子育て世帯生活支援特別給付金

児童1人あたり5万円

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給します。

※この給付金と福岡県から支給される「ひとり親世帯分の給付金」を重複して受給することはできません。

給付額	対象	支給方法
① 児童 1人あたり 5万円	令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金を町から支給された方	申請不要です。対象の方に5月下旬から通知を送付しています。令和4年中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金が振り込まれた口座に振り込みます。
②	平成17年4月2日（特別児童扶養手当対象児は平成15年4月2日）～令和6年2月29日に生まれた児童を養育しており、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降、住民税均等割が非課税の方と同様の事情があると認められる方 ※令和6年2月末までに生まれた子どもも対象	申請が必要です。詳細は後日、町ホームページに掲載しますのでしばらくお待ちください。

●申請先・問い合わせ／子育て・健康課 ☎ 093・588・1036